

仕 様 書

陸 上 自 衛 隊

相馬原駐屯地業務隊

## 仕様書（その1）

### 1 業務件名

陸上自衛隊相馬原駐屯地における食堂の設置及び経営

### 2 業務内容

食堂の設置及び経営の業務

### 3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

### 4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、食堂の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次のア～ウに該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更する場合がある。
  - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
  - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
  - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前号の規定により、使用許可が取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

### 5 丙の資格

本件に応募できる者（丙）は、以下の条件を満たしていなければならない。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- (5) 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (6) 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

## 6 国有財産使用料

丙は、乙に食堂設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

参考：令和5年度は、約15,000円/m<sup>2</sup>程度

※1：令和6年度の国有財産使用料の確定時期については、本公募により選考された丙の使用許可申請を乙が協議等を経て許可が決定した後に確定する。

なお、国有財産使用料は、毎年度見直しを実施する。

※2：国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

## 7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月甲の指定した日時及び場所に電気料金を持参して支払うものとし、指定した日時に納付しなかった場合には、延滞金が発生することがある。

## 8 業務期間

許可日から令和11年3月31日までとする。

ただし、甲が必要と判断した場合は、5年を超えない期間で業務を更新することができる。

なお、設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含み、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更することがある。

## 9 費用負担

本業務に伴う一切の費用は、丙の負担とする。

## 10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 11 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において食堂を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意すること。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てを行わないものとする。

(2) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

(5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

## 12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が、結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告しなければならない。

## 13 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（業務隊等の長が指定する者。以下同じ。）（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除する場合は、解除しようとする日の6か月前までに甲等に申請し、甲等の指示に従い当該業務を解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

## 16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。  
ただし、丙は、原料、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 食堂の設置及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費及びその他の経費を負担しなければならない。
- (5) 常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱うする場合は、その商品を販売するための営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること
- (8) 丙は、毎日、食堂周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に定める期日までに甲の担当職員に提出すること。（休日の場合は、その後の直近の休日ではない日）
  - ア 毎月の売上月計表 翌月の初日
  - イ 毎月の収支計算書 翌月の10日
  - ウ 毎事業年度の損益計算書 翌事業年度の5月末日
- (10) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従業者名簿を提出するものとする。また、従業員名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））等、甲が必要を判断した書類の提出を求められた場合は、甲の担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及びその他細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議するものとする。

17 仕様の細部

店舗の仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

## 仕様書（その2）

- 1 募集業種  
食堂
- 2 設置場所  
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積  
195.44 m<sup>2</sup>
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 原則として、土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とし、細部は、別途協議する。
  - (2) 営業時間  
原則として、1100～1900まで（1100～1400は必ず営業）とし、細部は、別途協議する。
- 5 販売品目  
昼食、夕食  
細部は、別途協議する。
- 6 その他の営業条件
  - (1) 原則セルフサービス方式
  - (2) 国の行事、緊急時等は、国が使用する。